



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

788	昭和37年和歌山県告示第671号(指定地方公共機関の指定)の一部改正	(総合防災課) 1
789	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課) 2
790	〃	(〃) 2
791	〃	(〃) 2
792	〃	(〃) 2
793	生活保護法による介護機関の指定	(〃) 3
794	〃	(〃) 3
795	〃	(〃) 3
796	〃	(〃) 3
797	和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更	(資源管理課) 4
798	公共測量の実施	(技術調査課) 4
799	〃	(〃) 4
800	道路の位置の指定	(都市政策課) 4
801	〃	(〃) 5
802	〃	(〃) 5
803	随意契約の相手方の決定	(警察本部) 5

○ 公安委員会告示

29	遊泳区域の指定	 6
----	---------	--	---------

○ 選挙管理委員会告示

*59	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	 7
-----	--	--	---------

○ 収用委員会告示

22	土地収用法による裁決手続開始の決定	 8
----	-------------------	--	---------

○ 警察本部告示

1	和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	 9
2	和歌山県警察通信指令システム更新整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	 11

○ 諸報

	入札公告	(警察本部) 14
	〃	(〃) 17

告 示

和歌山県告示第788号

昭和37年和歌山県告示第671号(指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「社団法人和歌山県医師会」を「一般社団法人和歌山県医師会」に、「社団法人和歌山県エルピーガス協会」を「一般社団法人和歌山県LPガス協会」に、「社団法人和歌山県トラック協会」を「公益社団法人和歌山県トラック協会」に改める。

和歌山県告示第789号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋歯 43-25	伊都地方休日急患歯科診療所	橋本市東家1丁目3番1号	平成 25. 3. 1

和歌山県告示第790号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋医 100-25	伊都地方休日急患診療所	橋本市東家1丁目3番1号	平成 25. 3. 1

和歌山県告示第791号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市薬 28-25	さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	平成 25. 6. 4

和歌山県告示第792号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田薬 64-25	八仙堂薬局たきない店	田辺市たきない町1-12	平成 25. 6. 10

和歌山県告示第793号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
医療法人三車会	紀の川市貴志川町丸 栖1423-3	貴志川リハビリテー ション病院	紀の川市貴志川町丸 栖1423-3	訪問リハビリテー ション・介護予防 訪問リハビリテー ション	平成 25. 5. 1

和歌山県告示第794号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
和歌山高齢者生活協 同組合	和歌山市中之島782	ケアセンターおたっ しゃ倶楽部海南事業 所	海南市藤白169	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 25. 5. 24

和歌山県告示第795号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
ケアネットサービス 株式会社	和歌山市新生町2-5	訪問介護ステーショ ンまほろば	海南市多田362-7	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 25. 6. 1

和歌山県告示第796号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとさ

れる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社結ゆい	海南市藤白142番地5	ケアプラス結ゆい	海南市井田155-8	居宅介護支援事業	平成25.6.1

和歌山県告示第797号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成25年6月17日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のように公表する。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

「次のように」は、省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第798号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づきかつらぎ町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路3次元データ計測)
- 2 作業期間 平成25年6月24日から同年9月30日まで
- 3 作業地域 かつらぎ町内の一部

和歌山県告示第799号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき那賀振興局建設部長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路3次元データ計測)
- 2 作業期間 平成25年6月25日から同年10月2日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市、岩出市内一円

和歌山県告示第800号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3213	橋本市東家一丁目453番の4、454番4、里道、水路	橋本市東家五丁目4番1号 丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦	平成 25.6.11	5.00	26.38
				5.00	1.66
				6.00	
				6.00	4.47

和歌山県告示第801号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3211	紀の川市粉河字南前田474番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 25.6.14	6.00	59.93

和歌山県告示第802号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3226	有田郡有田川町大字天満字片山崎町136番5の一部、135番2の一部	和歌山市出島160番9 ケイマツシマ産業株式会社 代表取締役 上野山豊次	平成 25.6.12	5.00	32.09

和歌山県告示第803号

和歌山県IC運転免許証関係機器等及びシステム改修業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年6月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県IC運転免許証関係機器等及びシステム改修業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 随意契約の相手方を決定した日
平成25年5月21日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社和歌山支店

和歌山市六番丁5

5 随意契約に係る契約金額

50,032,500円(うち消費税及び地方消費税の額2,382,500円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第29号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成25年6月25日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太(北丁)地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成25年6月29日から同年8月31日まで
浪早ビーチ	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成25年7月1日から同年8月31日まで
和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
地ノ島海水浴場	有田市初島町浜	有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原(宇山谷)地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬮野川	東牟婁郡串本町鬮野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
里野海水浴場	西牟婁郡すさみ町里野	西牟婁郡すさみ町里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
宇久井海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井地先の海域で、「宇久井海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
湯川海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字二河	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先の海域で、「湯川海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成25年7月1日から同年9月1日まで
くじら浜海水浴場	東牟婁郡太地町大字太地	東牟婁郡太地町大字太地(字大長井)地先の海域で、「くじら浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成25年7月5日から同年8月25日まで
三輪崎海水浴場	新宮市三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成25年7月6日から同年8月25日まで
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成25年7月13日から同年8月31日まで

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第59号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成25年6月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

第1項の表中

医療法人
田 村 病 院
浜 之 宮 病 院

和歌山市小倉645番地
和歌山市内原948番地

を
医療法
田

人 村 病 院 和歌山市小倉645番地

に改める。

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第22号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年6月13日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年6月25日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道169号改築工事（奥漕道路（Ⅱ期）・和歌山県新宮市熊野川町玉置口字上ミ地地内から同市熊野川町九重字相須阪地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
（次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所 在 地 番	地 目	地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類		
		登記簿	現 況								登記簿	実 測
和歌山県 新宮市熊野川町玉置口字桃原	123番	田	畑	194	194.03	10.52	4.37	登記名義人 (亡)植義春 上記法定相続人				
和歌山県 新宮市熊野川町玉置口字阪本	333番	山林	山林	2,960	2,960.74	281.90	93.72	宇田保子 (持分4/28) 植利和 (持分4/28) 植保雄 (持分4/28) 植加代子 (持分2/28) 植菜穂 (持分1/28) 植頭治郎 (持分1/28)	三重県南牟婁郡御浜町大字上市木2328番地 和歌山県新宮市清水元1丁目1番13号 和歌山県新宮市あけぼの3番4号 京都府木津川市山城町北河原乾川原36番地 京都府木津川市山城町北河原乾川原36番地 京都府木津川市山城町北河原乾川原36番地			

							鈴木久萬夫 (持分4/28)	東京都府中市 住吉町4丁目2 1番地の8			
							植茂 (持分4/28)	愛知県春日井 市味見白山町 1丁目14番地6			
							植英夫 (持分4/28)	東京都町田市 成瀬4911番地 1 ハイツ武 藤102			

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年6月25日

和歌山県警察本部長 植 田 秀 人

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務

(2) 業務の内容等

和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成25年8月14日（水）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種同等規模以上とは、次に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

ア 24時間365日運用によるサーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルをした実績を有すること。

イ 5台以上のクライアントを現地保守（修理）するメンテナンスリース又はレンタルをした実績を有すること。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

サ 申請者のシステム貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

シ 保守体制証明書

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成25年6月25日（火）から同年7月10日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に定める場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に定める入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年7月11日（木）までの間に和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部2階会議室2

(2) 日時

平成25年7月1日（月）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成25年6月25日（火）から同年7月17日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に定める場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

刑事企画課

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成25年7月30日（火）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成25年7月31日（水）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に定める場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成25年8月5日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察通信指令システム更新整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成25年6月25日

和歌山県警察本部長 植田 秀人

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察通信指令システム更新整備業務

(2) 業務の内容

和歌山県警察通信指令システム更新整備仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成25年6月25日（火）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）冗長化構成（クラスタシステム、フォールトトレランスシステム等による構成）された24時間365日運用のアプリケーションシステムについて、構築作業を行った実績を有すること。

（イ）作業拠点について、15拠点以上で機器の更新又は機器設置作業を行った実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 24時間365日運用によるサーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

(イ) 24時間365日運用によるネットワーク機器について、15拠点以上でメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

(ウ) 端末機器等の現地保守(修理)について、15拠点以上でメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

ク 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで、キ及びケに掲げる要件を全て満たすとともに、代表者が(1)のオ及びカに掲げる要件を満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧、製品カタログ及び機能証明資料等

(サ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書

a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(シ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)及び(コ)から(セ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が提出すること

とし、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧、製品カタログ及び機能証明資料等

(サ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書

a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(シ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(セ) コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）の規定に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成25年6月25日（火）から同年7月11日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年7月12日（金）までの間に和歌山県警察本部生活安全部地域指導課通信指令室に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階会議室7

(2) 日時

平成25年7月2日（火）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成25年6月25日（火）から同年7月17日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部生活安全部地域指導課 通信指令室

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-425-1617

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成25年7月23日（火）までに通知する。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成25年7月30日（火）午後4時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成25年8月2日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

諸 報

入 札 公 告

和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年6月25日

和歌山県警察本部長 植 田 秀 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成25年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

平成25年10月1日から平成30年9月30日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年和歌山県警察本部告示第1号に定める和歌山県警察画像鮮明化処理システム賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

(2) 期間

平成25年6月25日（火）から同年7月10日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対する質問は、刑事企画課に対して平成25年7月11日（木）午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部2階会議室2

(2) 日時

平成25年7月1日（月）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

5の(1)に同じ。

イ 日時

平成25年8月14日（水）午前10時

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当させることができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までに定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に60を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
 - (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までに定めるところによる。
- 10 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。
- なお、本県から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。
- 11 入札執行方法の細目
- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
 - (2) この入札の開札には、刑事企画課の職員が立ち会うものとする。
 - (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない刑事企画課の職員にくじを引かせるものとする。
 - (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- 12 契約書作成の要否
- 要
- 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否
- 否
- 14 契約方法
- 契約は、落札者で行うものとする。
- 15 その他
- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課
 - イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110 (代表)
 - (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 16 Summary
- (1) Lease of Wakayama Prefecture Video Image Sharpening Processor System
 - (2) Time limit for tender :
By hand : 10:00 a.m. Wednesday 14 August 2013
 - (3) Contact point for the notice :
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

phone : 073-423-0110

入札公告

和歌山県警察通信指令システム更新整備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年6月25日

和歌山県警察本部長 植田 秀人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成25年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察通信指令システム更新整備業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察通信指令システム構築期間

契約日から平成26年2月28日までの間

イ 和歌山県警察通信指令システム賃貸借期間

平成26年2月1日から平成31年1月31日までの間

ウ 既存システムの撤去

平成26年2月28日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察通信指令システム更新整備仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部生活安全部地域指導課通信指令室（以下「通信指令室」という。）

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年和歌山県警察本部告示第2号に規定する和歌山県警察通信指令システム更新整備業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

通信指令室

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-425-1617

(2) 期間

平成25年6月25日（火）から同年7月11日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、通信指令室に対して平成25年7月12日(金)午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階会議室7

(2) 日時

平成25年7月2日(火)午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階会議室7

イ 入札日時

平成25年8月5日(月)午前10時

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽

の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、通信指令室の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない通信指令室の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required :

Name : Update maintenance of a communication order support system for the Wakayama Prefecture Police

Quantity : 1 unit

- (2) Time limit for tender :

By hand : 10:00 a.m. Monday 5 August 2013

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

phone : 073-423-0110